

令和5年4月1日
校長決定

東京都立羽村特別支援学校 学校運営連絡協議会設置要綱

第1 名 称

この会の名称を「東京都立羽村特別支援学校 学校運営連絡協議会」（以下、「協議会」という。）とする。

第2 目 的

本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者や地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とする目的とする。

第3 所掌事項

協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察並びに学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭や地域社会との連携について助言する。

第4 組 織

協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が推薦し、都教育委員会が委嘱する関係機関代表、大学教授、施設関係者、障害者雇用に関わる関係機関及び専門家、地域住民代表及び保護者代表等の15名程度とする。

内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各学部主任等の15名程度とする。

2 協議会の中に学校評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を置く。評価委員会は、協議会が行う

外部評価を計画、立案、実施並びに集計し、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、協議会委員の中から校長が委嘱する。

第5 任 期

委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。

第6 役 員

協議会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、評価委員会委員長1名、事務局長1名

2 会長は、校長とする。

3 副会長、評価委員会委員長及び事務局長は、校長が選任する。

第7 会の開催回数及び開催時期

協議会は、6月、11月及び2月の年3回開催する。

第8 会の公開

協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

第9 事務局

都立羽村特別支援学校に協議会の事務局を置く。事務局に事務局長を置き、主幹教諭をもって充てる。

第10 その他

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

（附則）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。